

安達太良山噴火時等の避難確保計画

あだたら高原リゾート

令和元年12月

目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報収集及び情報共有	7
6. 情報伝達及び避難誘導	
6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合	9
6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合	10
6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合	11
6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合 ..	12
6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	14
7. 資器材の配備等	17
8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知	19
9. 参考資料	21

1. 計画の目的

あだたら高原リゾート（以下、「当地区」という。）に立地する以下の施設は、二本松市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、当地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（山頂付近などの当地区外の登山者等は対象外）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）
1	★ロープウェイ山麓駅（富士急安達太良観光株式会社）
2	富士急レストハウス（富士急安達太良観光株式会社）
3	レストランランデブー（富士急安達太良観光株式会社）
4	ロープウェイ山頂駅（富士急安達太良観光株式会社）
5	あだたら山奥岳の湯（富士急安達太良観光株式会社）

★は、地区内の代表施設を示す。

2. 施設の位置

以下に、当地区内施設の位置を示す（表2、図1、図2）。当地区内の施設は想定火口域（沼ノ平火口）から概ね3～4kmに位置しており、他の地区より早い対応を要する地域（火山避難計画上の特定地域に該当）であるため、噴火警戒レベル3の場合に避難準備、噴火警戒レベル4の場合に避難開始となる。

表2 施設の位置

項目	内容
想定火口からの距離	概ね3～4km（ロープウェイ山頂駅のみ） 他の施設は4km範囲外
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制 範囲内・一部範囲内 範囲外
	レベル3：入山規制 範囲内・一部範囲内 範囲外
	レベル4・5：避難準備・避難 範囲内・ 一部範囲内 ・範囲外
地区に影響のある火山現象	大きな噴石 火砕流・火砕サージ 融雪型火山泥流
特定地域の設定	噴火警戒レベル3：避難準備 噴火警戒レベル4：避難開始

以下に、当地区の位置図及び当地区内施設位置図を示す。

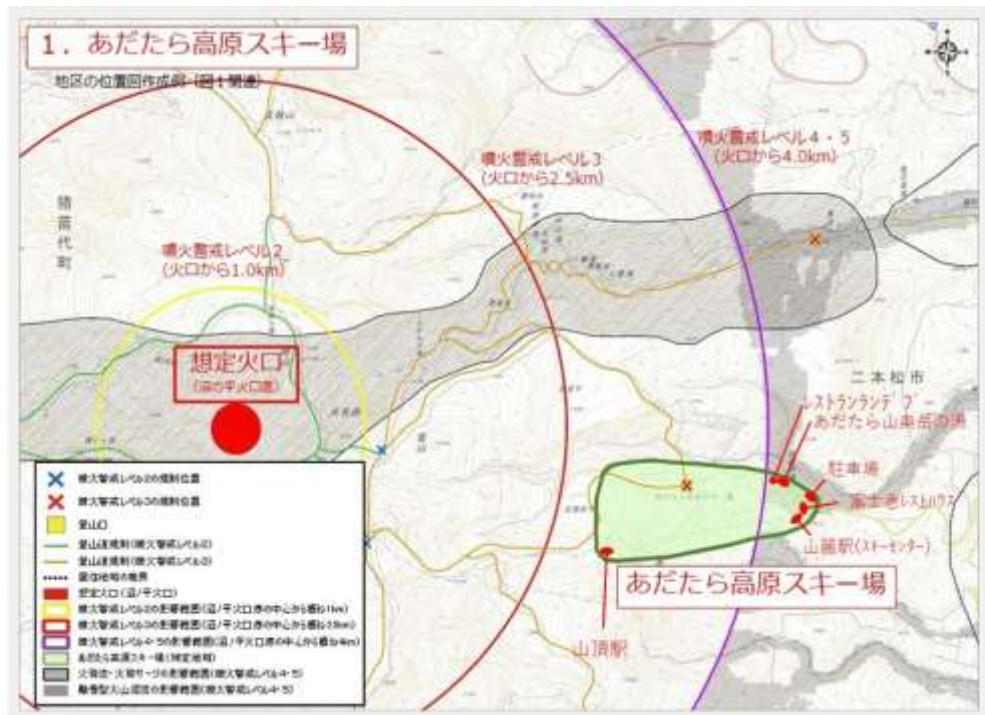


図 1 当地区の位置図



図 2 当地区内施設位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、当地区を構成する施設の従業員、利用者及び当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（山頂付近になどの当地区外の登山者等は対象外）（以下「利用者等」という。）とする。

当地区内にある施設の利用者等の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

《グリーンシーズン》（日中のピーク：10月の休日の14時ごろを想定）

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	地区内の施設周辺の登山者・観光客等
スキー場施設	① ★山麓駅（スキーセンター）	7人	150人	400人
	② 山頂駅	3人	150人	
飲食店・土産物店	③ 富士急レストハウス	3人	50人	
	④ レストランデブー	0人	0人	
その他	⑤ あだたら山奥岳の湯	2人	60人	
	⑥ 駐車場	4人	100人	
小計		19人	510人	400人
合計				929人

表4 避難を確保すべき利用者等

《スノーシーズン》（日中のピーク：2月の休日の14時ごろを想定）

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	地区内の施設周辺の登山者・観光客等
スキー場施設	① ★山麓駅（スキーセンター）	12人	20人	150人
	② 山頂駅	0人	0人	
飲食店・土産物店	③ 富士急レストハウス	10人	120人	
	④ レストランデブー	5人	120人	
その他	⑤ あだたら山奥岳の湯	1人	40人	
	⑥ リフト（滑走者含む）	24人	700人	
小計		52人	1,000人	150人
合計				1,202人

4. 防災体制

安達太良山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織	
異常の通報、臨時の解説情報、噴火警戒レベル2が発表された場合 【P9～10 …6.1～6.2】	情報伝達体制	〔★代表施設〕 山麓駅（スキーセンター）は、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班	〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レストランランデブー、山頂駅、奥岳の湯については、噴火等の発生に備えて以下の班体制をとり、避難誘導の手順を確認しておく。 ・避難誘導班
噴火警戒レベル3, 4, 5が発表された場合 【P11～13 …6.3～6.4】	災害対応体制	〔★代表施設〕 山麓駅（スキーセンター）は、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レストランランデブー、山頂駅、奥岳の湯については、以下の班体制をとり、各班内に避難誘導係を置く。 ・避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合 【P14～16 …6.5】			・避難誘導班

【当地区の体制図】

代表施設は、当地区全体の災害対応を統括する。代表施設と当地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。

図3 当地区の体制図

★代表施設		ロープウェイ山麓駅（スキーセンター）	
統括管理者	自衛消防隊長	・地区の統括	
情報班	(班長) 自衛消防副隊長	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達	
	(班員) 通報係 2名	・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約	
避難誘導班	(班長) 事務所火元責任者	・市との連絡調整	
	(班員) 避難誘導係 3名	・利用者の避難状況把握	
	救護係 3名 駐車場係 1名	・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報）・避難誘導	
施設①		富士急レストハウス	
管理者	施設火元責任者		
避難誘導班	避難誘導係 2名		
施設②		レストランランデブー	
管理者	施設火元責任者		
避難誘導班	避難誘導係 2名		

施設③	ロープウェイ山頂駅
管理者	施設火元責任者
避難誘導班	避難誘導係 1名
施設④	あだたら山奥岳の湯
管理者	施設火元責任者（避難誘導係を兼ねる）
避難誘導班	

施設の各統括管理者が不在の場合等には表6の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名
第1位	自衛消防副隊長（情報班長）
第2位	通 報 係

5. 情報収集及び情報共有

当地区が行う情報収集・共有は、表7のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・共有

手順	代表施設	地区構成施設（各施設）
①代表施設への連絡		・火山の異常現象や噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②市との緊急連絡	・市に火山の異常現象や噴火の発生を伝達する。 ・市からの火山に関する情報に基づき、必要な体制（情報収集体制、災害対応体制）を取る。	
③体制の確立	・従業員への周知徹底 ・必要な体制を取り、緊急連絡網を用いて各施設へ連絡する。	・各施設内での必要な体制を取る。
④市との連携	市と以下の情報を共有し、避難等の実施について随時協議を実施する。 ・代表施設が把握している火山活動の状況 ・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の被害状況 ・气象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
⑤地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の被害状況	

各施設及び関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名	連絡先	代表者	
代表施設	★ロープウェイ山麓駅 (スキーセンター)	電 話 : 0243-24-2141 携帯電話(安齋) : 090-8256-5817	自衛消防隊長	
地区構成施設	富士急レストハウス	内線302	火元責任者	
	レストランランデブー	内線303	〃	
	ロープウェイ山頂駅	内線202	〃	
	あだたら山 奥岳の湯	内線305	〃	
連絡先 (外部機関 との窓口)	二本松市	市民部 生活環境課 : 0243-55-5102	生活環境課 生活防災係	
連絡先 (その他)	その他 関係機関	福島地方気象台	024-534-2162	
		二本松北消防署	0243-22-1211 (119)	
		二本松警察署	0243-23-1212 (110)	
	福島県庁	024-521-7194	危機管理部 災害対策課	
	輸送機関	福島交通(株) 二本松(営)	0243-23-0123	
		昭和タクシー	0243-22-1155	
		丸やタクシー	0243-22-2744	

6. 情報伝達及び避難誘導

6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから安達太良山に異常現象が発生していることや安達太良山の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表の連絡を受けた場合は、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象台から安達太良山の火山の状況に関する臨時の解説情報が発表されました。

安達太良山では、火山活動の活発化が見られます。

今後の火山活動について、気象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル2への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、情報伝達体制を取り、通常業務のほか今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについてはレベルの引き上げ等に備え運行を停止できる体制をとる。またスキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル2への引上げや火口周辺規制が実施された場合〉
ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
これにより、沼ノ平火口から概ね1kmの範囲に立入規制がかかります。
安達太良山山頂及び峰の辻より沼ノ平火口側には入らないでください。
なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置しています。
今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

(2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル3への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、災害対応体制に移行する。通常業務を停止し今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについては安全が確認出来ない場合は運行を停止し、旅客の誘導に当たる。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル3への引上げや入山規制が実施された場合〉

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。

これにより、沼ノ平火口から概ね2.5kmの範囲に立入規制がかかり、奥岳登山道は入山規制となります。

なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置していますが、噴火の発生に備え、避難を開始できる準備をお願いします。

今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

(2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル「4」又は「5」への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、通常営業を中止するとともに、運行中のロープウェイ及びリフトは直ちに運行を停止し旅客を安全な場所に誘導する。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）するとともに、警戒を要する範囲外に避難を呼びかける。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル4又は5への引上げられた場合〉
 ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが4（又は5）に引き上げられました。
 沼ノ平火口から概ね4kmの範囲では、大きな噴石の飛散に警戒が必要です。
 《積雪期の場合》
 また、広範囲に影響が及ぶ融雪型火山泥流の発生に警戒が必要です。

当施設（スキー場）は警戒を要する範囲に含まれますので、速やかに岳温泉方面を經由し二本松市街地へ、又は福島方面に避難してください。
 二本松市が発令する避難情報や火山に関するお知らせに注意してください。
 繰り返します・・・

(2) 警戒を要する範囲外への避難の実施

各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、表9の手順に沿って警戒を要する範囲外へ利用者等の避難誘導を実施する。

なお、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

また、避難先（指定避難所等）について、二本松市から指示があった場合は、指定された避難先へ利用者等を避難誘導する。

表9 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、二本松市との協議により、車両の手配等を要請する。	
③避難誘導	警戒を要する範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (噴火により噴石の飛散や降灰が激しい場合、建物内への緊急退避を優先。)	

手順	代表施設	地区構成施設
④残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、警戒を要する範囲外への全員避難を完了させる。	
⑥避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、二本松市へ報告する。	

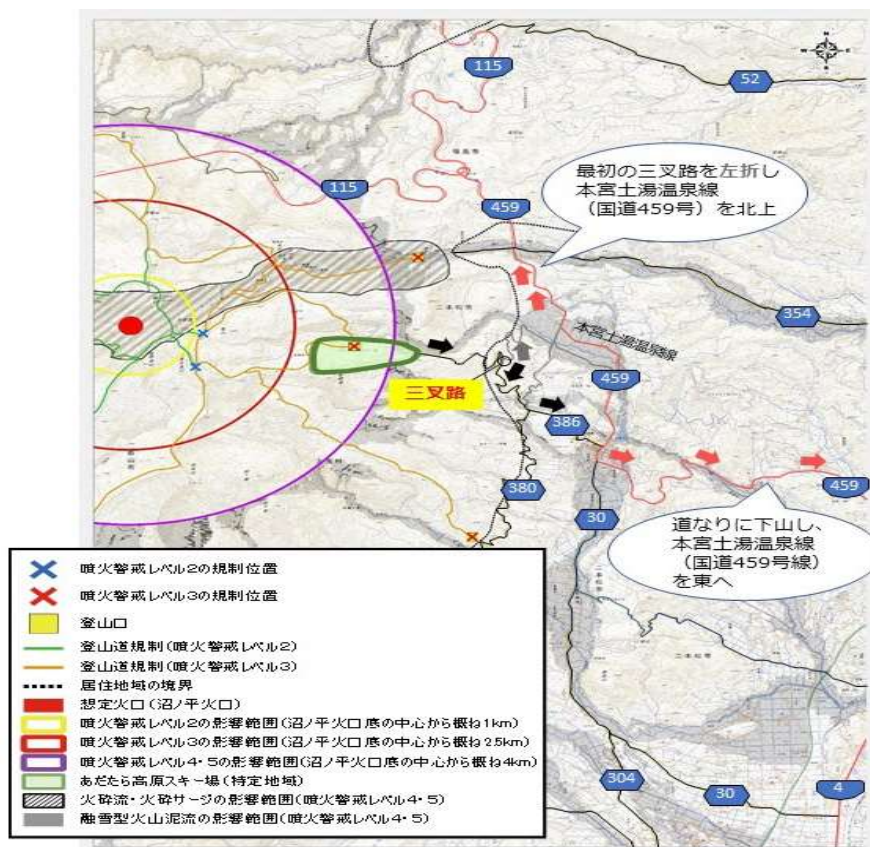


図4 避難先と避難経路

(3) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6. 5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

6. 5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設は、スキー場内放送設備を使用し、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても安達太良山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。なお、スキー場内放送設備は、避難誘導係が操作し、広報する。

また、各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈突発的噴火が発生した場合の広報〉

ただ今、安達太良山が噴火しました。噴石や火山灰が飛散するおそれがあります。
屋外に居られる方は、ただちに、建物内へ屋内に居られる方は外に出ないで下さい。
係員がより安全な場所へ誘導いたしますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・・・

当地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内退避施設の位置図を下記に示す。

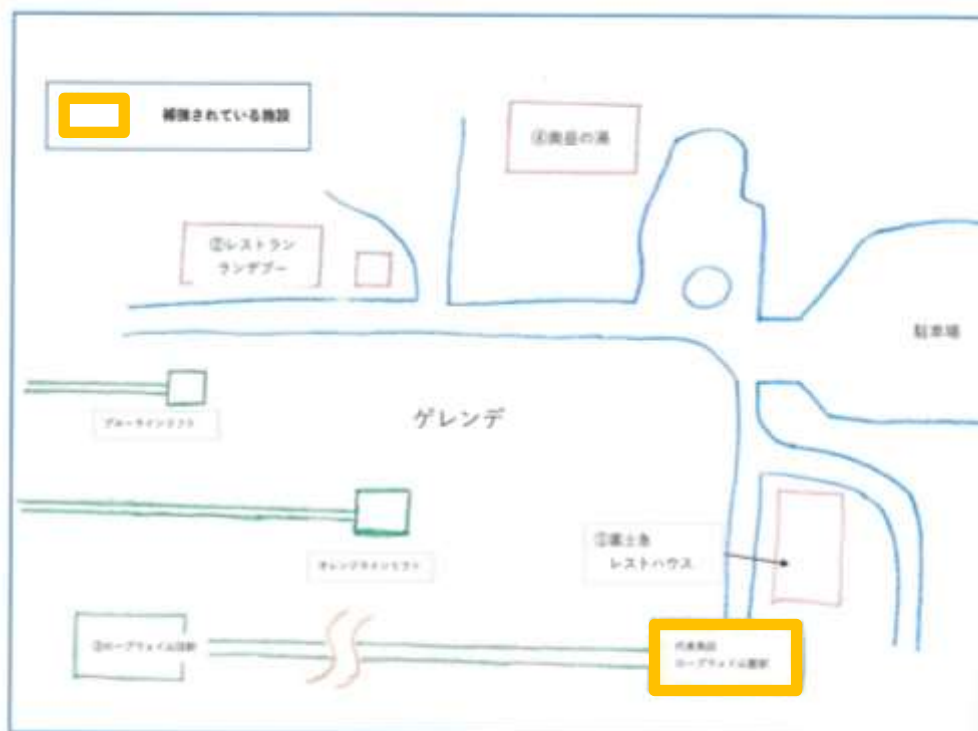


図5 施設位置図

(2) 建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

代表施設（ロープウェイ山麓駅）の従業員は、建物内の緊急退避者に対し、建物内のより安全な場所（ロープウェイ山麓駅1階、緊急退避者が入りきれない場合には富士急レストハウス）への誘導を行う。より安全な場所への経路図は図6のとおり。

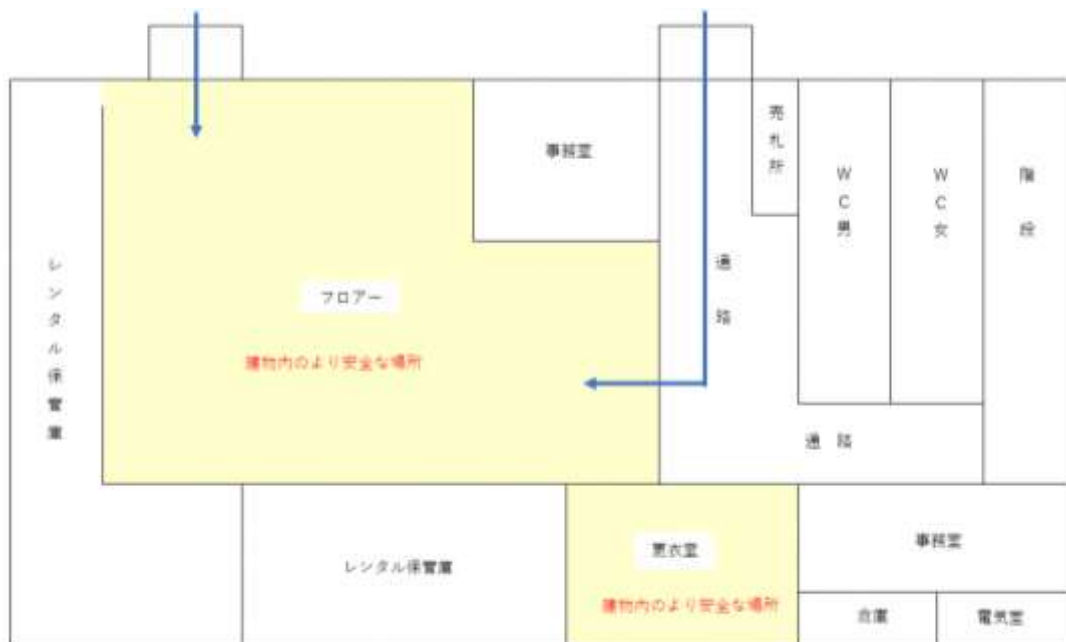


図6 ロープウェイ山麓駅内のより安全な場所・経路図

(3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強対策などが完了していない施設については、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈なロープウェイ山麓駅1階へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表10のとおり。

表10 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
山麓駅（スキーセンター）	300人	1階

(4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1, 2 (P20参照)により可能な限り把握・整理する。

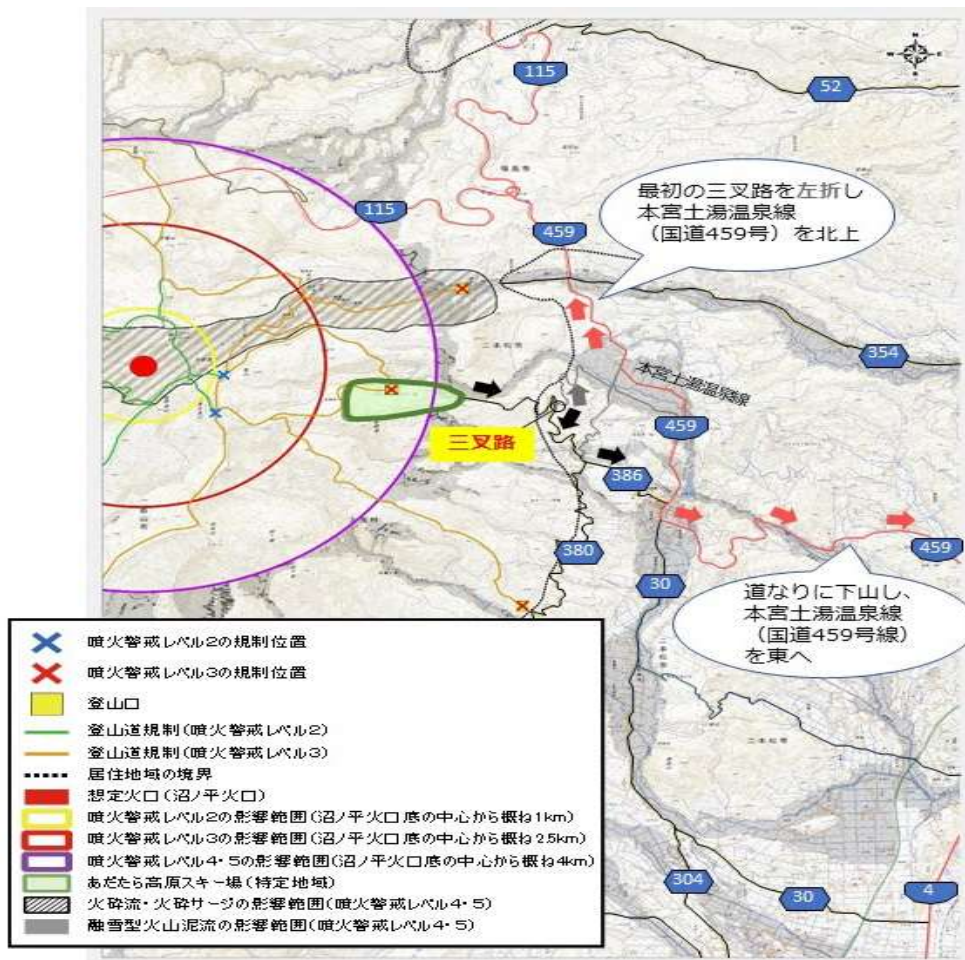
代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

(5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、救護係を中心として可能な限り応急手当を行うとともに、必要に応じて地元消防に救急要請を行う。

(6) 規制範囲外への避難

「6.4(2) 警戒を要する範囲外への避難の実施」の対応を参照する。



7. 資器材の配備等

(1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表11のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

代表施設は、毎年4月に設備・資機材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表11 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	人工降雪室	1台
	ラジオ	山麓駅	1台
	ファクス	山麓駅	1台
	インターネット端末	山麓駅	
	衛星電話	山麓駅	1台
避難誘導	屋外スピーカー	各所	
	携帯用拡声器	山麓駅	1台
	AED	山麓駅、奥岳の湯	2台
	ヘルメット	山頂駅	100個
	マスク	山麓駅	100枚
	水・食料	レストハウス	
	寝具・防寒具	スキーセンター、パトロール室	
	医薬品	パトロール室	
その他	自家発電装置	山麓駅・山頂駅	2台
	懐中電灯	山麓駅・山頂駅	

(2) 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表12のとおりである。

代表施設は、定期的に保有車両の点検・整備状況を確認する。

また、代表施設は、緊急時におけるバス・タクシー等の輸送手段の確保について、あらかじめ二本松市及び協力機関と調整しておくこととする。

表12 地区における保有車両一覧

車種	台数
普通車両	4
貨物車	1

表13 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在地	連絡先
福島交通(株) 二本松(営)	二本松市上竹	0243-23-0123
昭和タクシー	二本松市成田	0243-22-1155
丸やタクシー	二本松市金色久保	0243-22-2744

(3) 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表10のとおりである。

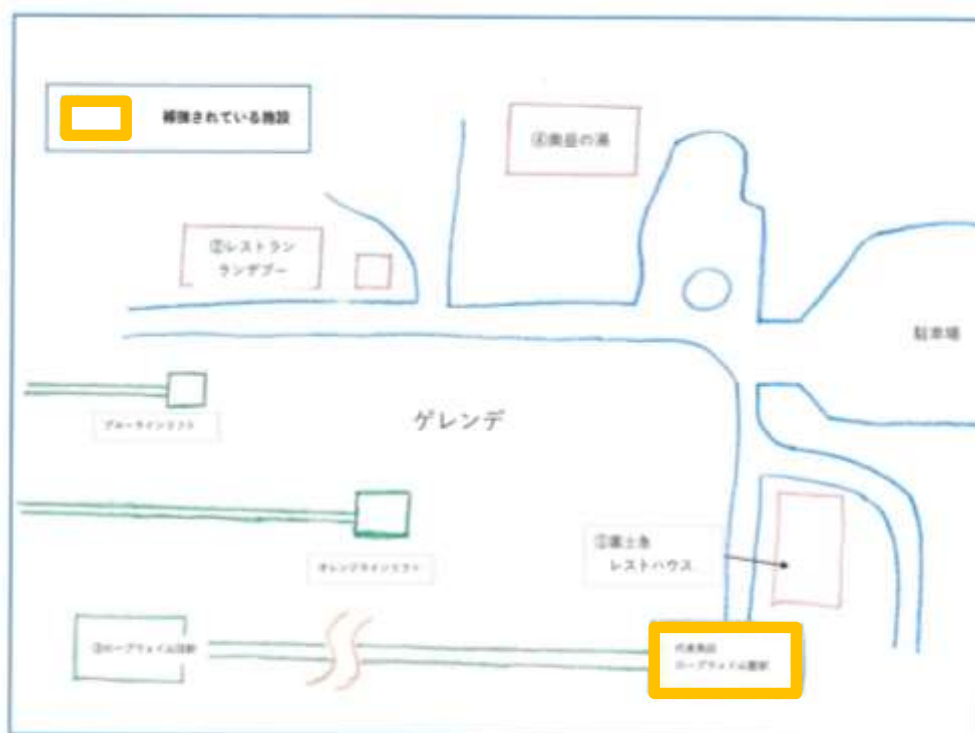


図8 施設位置図(再掲)

8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知

(1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表14のとおり研修・訓練を今後予定していく。
また、訓練を実施した場合は二本松市へ報告をする。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
従業員研修	毎年 1回	防災対応要員
避難誘導訓練	毎年 1回	防災対応要員 利用者（必要に応じて）
火山防災合同訓練（協議会主催）	適宜	防災対応要員
各種研修会（関係機関主催）	適宜	防災対応要員

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、本計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、本計画を修正する。
- ③ 本計画を変更した場合は、二本松市に報告する。

(3) 当施設、地区における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

その他、福島県・二本松市より掲示物、パンフレット等の提供があった場合は随時配布を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
火山防災マップ	掲示
火山に関するパンフレット・資料等	掲示

別表1 退避状況集計様式

集計様式					年 月 日 _____ : _____ 現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

別表2 退避状況整理様式

No	ゲル -フ°	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	福島 一郎 (フクシマ イチロウ)	男	40		
	↓	福島 花子 (フクシマ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

9. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

表16 参考とすべき情報等(例)

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。(全国版、各地方版)		
地震・火山月報(防災編)	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。(全国版)		
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。		
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
航空路火山灰情報(VAA)	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測)である。予報期間は最大で18時間である。気象庁が航空路火山灰情報センター(VAAC)として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火	国土交通省	

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
	<p>山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報		テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	<p>避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。</p> <p>避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。</p>	市町村	テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

安達太良山の噴火警戒レベル

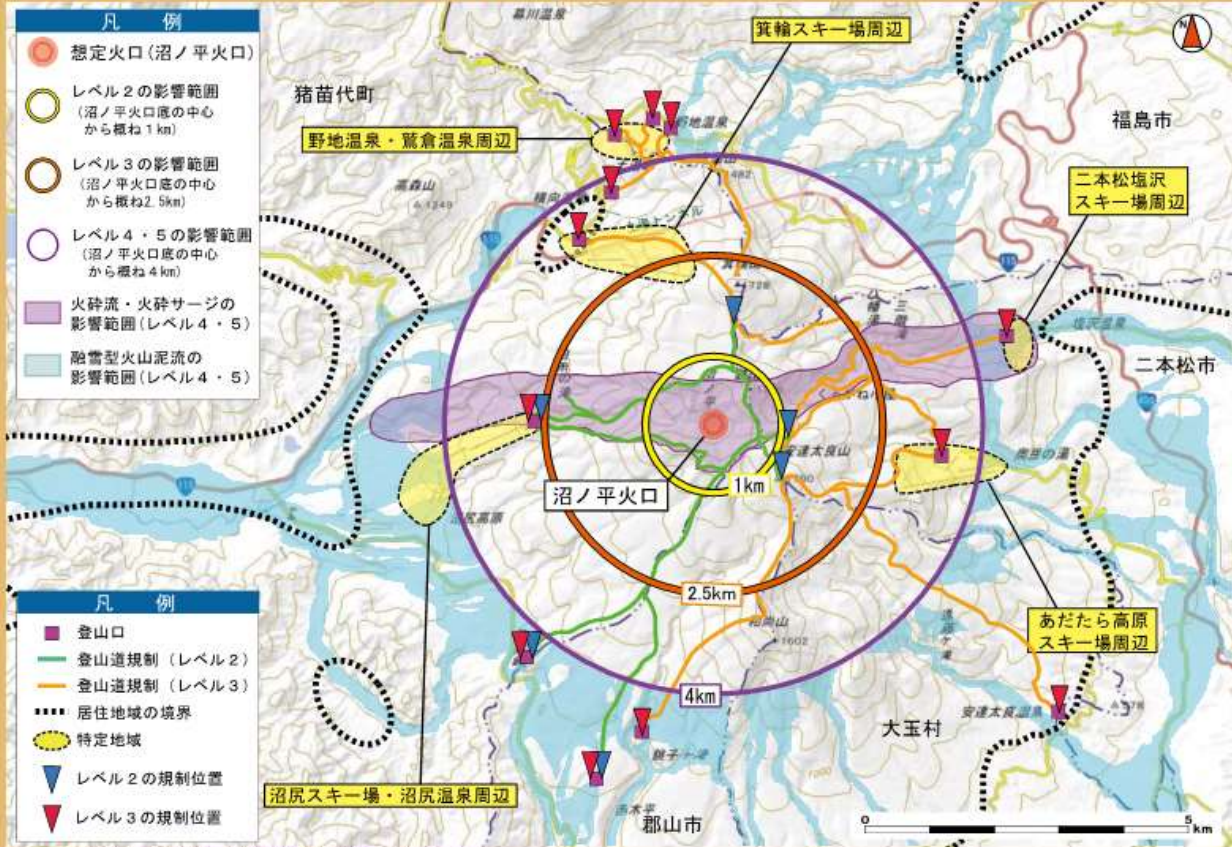
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 安達太良山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



沼ノ平火口を北東側上空から撮影

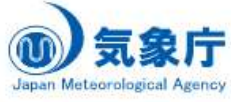
■安達太良山 噴火警戒レベルと規制範囲



この図は、国土院「地理院地図」を使用して作成しています。
 ※図中の特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指します。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがあります。
 ※火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の影響範囲は、「安達太良山火山噴火緊急減災対策防計画」(平成27年3月)に基づき作成しています。
 ※融雪型火山泥流の影響範囲は、最大規模のマグマ噴火が積雪期に発生し、高温の噴出物が放出され火口から4km以内の積雪を融かし周囲に流下した場合を想定したものです。
 ■安達太良山の噴火警戒レベルは、安達太良山火山防災協議会において協議、作成されました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、二本松市、福島市、郡山市、猪苗代町、大玉村、本宮市にお問い合わせください。



本頁7/17は、植物油インクを使用しています。



仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
 TEL: 022-297-8164 <https://www.jma-net.go.jp/sendai/>
 福島地方気象台
 TEL: 024-534-2162 <https://www.jma-net.go.jp/fukushima/>
 安達太良山火山防災協議会事務局：福島県
 TEL: 024-521-7194 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/>

図9 安達太良山噴火警戒レベルと規制範囲（出典：気象庁）

平成21年3月31日運用開始
 令和元年9月25日改定

安達太良山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (+7-F)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 ●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 ●融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 過去事例 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 過去事例 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。 ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 過去事例 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
 ※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町村の地域防災計画等で定められています。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



気象庁
Japan Meteorological Agency
令和元年9月

図10 安達太良山の噴火警戒レベル（出典：気象庁）

<各施設掲示用>

噴火の時は！

奥岳地区にて安達太良山噴火が確認された場合

あだたら高原リゾート

◆行動原則

- ① 噴火を覚知したら周辺の方に大声で避難を呼びかける。
- ② あらゆる事態に臨機に対処できるよう落ち着いて行動する。
- ③ 言語や移動に不安のある方に対し、できる範囲で協力する。

◆突発的噴火を確認したら

「噴火したぞ！」「避難しろ！」と伝え山麓駅に向かう。

「地区内で緊急退避」したのち「地区外へ避難」の二段階避難を原則とする。

噴火発生警報（突発的噴火）と同時に、一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

【地区内での緊急避難施設】

当地区での緊急避難施設はロープウェイ山麓駅1階です。

【地区外へ避難】

係員の指示に従い、各自の交通手段で避難。

福島県又は、二本松市並びに関係機関より指示があった場合は指示内容を優先する。

◆二次避難の交通手段（徒歩・自家用車以外）

福島交通、昭和タクシー、丸やタクシーの協力をいただいております。

◆地区全体の災害対応の総括（代表施設）

あだたら高原リゾートにて管理 0243-24-2141